

# KJJ 慶應柔術三田会 会則

## 第1条（定義）

本会則は KJJ 慶應柔術三田会（以下本会という）の会員ならびに本会に入会しようとする方に適用します。

## 第2条（会員制）

本会は会員制とし、会員種類、利用範囲、条件は別に定めます。

## 第3条（入会資格）

本会の入会資格は以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

1. 本会則に同意し、諸規則を遵守する方
2. 暴力団員、暴力団準構成員、これに準ずる者等反社会勢力でない方
3. 本会の理念を理解し、本会の審査により入会が認められた方
4. 各会員制度において別途定める資格に該当する方
5. 本会の活動、施設利用に堪え得る健康状態である方
6. 感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚炎）でない方

## 第4条（反社会勢力の排除）

KJJ 慶應柔術三田会、松田紀太郎は反社会勢力に該当しません。

次に該当する方は本会に入会することはできません。

1. 暴力団員
2. 暴力団準構成員
3. その他1. 2. に準ずる方

また入会后に該当することが判明したときにはただちに退会していただきます。

## 第5条（未成年者の場合）

未成年者が入会する場合は保護者の同意を必要とします。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第6条（会員資格の相続・譲渡・貸与）

本会の会員資格は他の方に相続・譲渡・貸与できません。

## 第7条（ビジター）

会員以外の方（以下ビジターという）も以下の条件を満たすことにより、本会諸施設を利用いただくことができます。ビジター・その他会員以外の施設利用者にも本会則が適用されます。

1. 会員の紹介
2. 本会が審査し認めた方
3. 別に定める施設利用料の支払い
4. 会則・諸規則の遵守

## 第8条（その他会員以外の施設利用）

本会は特に必要と認めた場合は会員、ビジター以外の方の施設利用を認めることができます。

## 第9条（諸規則の遵守）

会員は本会諸施設の利用にあたり、本会則および諸規則を遵守し、インストラクターおよびスタッフの指示に従っていただきます。また秩序を乱す行為をしてはいけません。

## 第10条（禁止事項）

会員は次の行為をしてはいけません。

1. 本会、インストラクター、スタッフ、他の方を誹謗、中傷すること
2. インストラクター、スタッフ、他の方に対する暴力行為
3. 暴言、恫喝、大声、奇声を発する、行く手をふさぐ、睨むなどの威嚇行為や迷惑行為
4. 物を投げる、叩く、壊すなど、他の方が恐怖を感じる危険な行為
5. インストラクター、スタッフ、他の方を待ち伏せたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
6. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でインストラクター、スタッフを拘束するなどの迷惑行為
7. 他の方の施設利用を妨げる行為
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等法令や公序良俗に反する行為
9. 本会の施設・器具・備品の損壊や持ち出し
10. 刃物など危険物の施設内への持ち込み
11. 施設内での喫煙
12. 物品の売買、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動
13. 高額な金銭、貴重品の施設内への持ち込み
14. その他、本会の秩序を乱す行為

## 第11条（損害賠償責任免責）

1. 本会諸施設の利用に際して会員または第三者が受けた損害に対して、本会ならびに主催者は当該損害に対する損害賠償・補償等の責を負いません。ビジター、その他会員以外の施設利用者についても同様とします。
2. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについても本会は一切関与いたしません。

## 第12条（会員の損害賠償責任）

会員が本会諸施設の利用に際して、会員の責に帰する事由により本会、インストラクター、スタッフまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い速やかにその賠償をするものとします。ビジターについても同様とし、紹介した会員が連帯して責を負うものとします。

## 第13条（会員除名）

次のいずれかに該当する場合、本会はその会員を除名することができます。

1. 第3条の入会資格を喪失したとき
2. 本会の会則および諸規則に違反したとき
3. 第10条の禁止行為を行ったとき
4. 諸費用の支払いを怠ったとき
5. 入会に際して虚偽の申告をしたとき
6. 法令に違反したとき
7. 暴力団員、暴力団準構成員、その他これらに準ずる方等反社会的勢力であることが判明したとき
8. 他の会員に対する迷惑行為、本会の運営に支障を与えるような行為をしたとき
9. その他本会の会員としてふさわしくないと認めたとき

#### 第14条（利用の禁止・利用の一部制限）

次のいずれかに該当する場合、本会はその会員に施設利用の禁止および一部制限を命じることができます。

1. 本会則および諸規則を遵守しないとき
2. 暴力団員、暴力団準構成員、その他これらに準ずる方等反社会的勢力であることが判明したとき
3. 感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚炎）を有するとき
4. 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき
5. 酒気を帯びているとき
6. 医師から運動を禁じられている、もしくは本会が運動をふさわしくないと判断したとき
7. 妊娠しているとき
8. その他、正常な施設利用ができないと本会が判断したとき
9. 本会が、他の施設利用者に迷惑をかけると判断したとき

#### 第15条（個人情報保護）

個人情報については厳格に管理し、本会の運営のみに利用します。

**KJJ 慶應柔術三田会（主催・松田紀太郎）**